

III 建築工事

1 2. 建築工事

1 2. 1 施工一般

1 2. 1. 1 適用範囲

1. この章は、当局が発注する建築工事（建築付帯設備工事を含む。）に適用するものとする。

1 2. 1. 2 一般事項

1. 受注者は、部材の製作、資材の選定及び据付にあたっては、関係法令に従うほか、日本産業規格（J I S）等に準じるものとする。
2. 受注者は、付帯設備機器の製作、材料の選定及び据付にあたっては、関係法令に従うほか、日本産業規格（J I S）、（一社）日本電気工業会標準規格（J E M）及び電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）等に準じるものとする。
3. 受注者は、工事の実施にあたり、資格を有することが必要な場合は、それぞれの資格を有する者が施工するものとする。
4. 受注者は、工事の施工に先立ち、現場状況、関連工事等について綿密な調査を行い、十分に把握しなければならない。
5. 受注者は、工事施工にあたっては、工事に関する諸法規その他諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。
6. 受注者は、工事施工に必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続きを迅速に行わなければならない。また、関係官公庁、その他の者に対して交渉を要するとき、また交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督職員に申し出て協議するものとする。
7. 受注者は、工事施工に際して、労働関係法令を遵守し安全対策に十分留意しなければならない。
8. 受注者は、工事完了後引渡しまでの管理責任を負うものとする。
9. 受注者は、工事完了にあたっては、不要材料及び仮設物を処分若しくは撤去し、清掃を行うものとする。
10. 受注者は、施工上若しくは技術上、当然必要と認められるものについては、自己の責任のもとに行うものとする。

1 2. 1. 3 仕様書の優先順序

1. 現場説明書及びこれに対する質問回答書
2. 特記仕様書
3. 設計図書
4. 標準仕様書
 - （1）建築工事においては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。
 - （2）建築電気設備工事については、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。
 - （3）建築機械設備工事については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。
5. 水道工事標準仕様書
6. その他公的な仕様書（監督職員の指示による。）

